

廿日市市からのお知らせ

令和4年2月20日から

長期優良住宅の手続き・認定基準が変わります

「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」が令和4年2月20日に改正されます

【改正概要】

- ・認定基準に「災害配慮基準」を追加（所定行政庁が指定）
- ・住宅性能表示制度との一体申請が可能
- ・「適合証」の廃止と「確認書等」の新設
- ・区分所有住宅（分譲マンション等）の住棟認定制度を新設



※詳細については、国土交通省のウェブサイトをご確認ください。

国土交通省HP

上記に伴い、下記のとおり、本市の手続き・認定基準が変わります。

1. 手数料が変わります。

法改正による審査項目の増加等に伴い、手数料を変更します。

【例】戸建住宅の認定（確認書等を添付する場合）

（申請区分）	（現行）	→	（改正後）
当初認定（法5条1項～3項）	6,600円	→	12,900円
変更の認定（法8条1項）	3,300円	→	6,450円

※譲渡人の決定（法9条）のみの変更の場合はこれまでどおり手数料は徴収しません。

※令和4年2月20日より前に適合審査を受けた住宅については、改正前の手数料となります。

2. 災害配慮基準を定めます。

頻発する豪雨災害等への対応として、長期優良住宅の認定基準に「自然災害による被害の発生防止または軽減に配慮されたものであること（災害配慮基準）」が追加されることを受け、本市では、以下の区域について災害配慮基準を定めます。（予定）

・土砂災害特別警戒区域	原則認定できません
・急傾斜地崩壊危険区域	
・地すべり防止区域	

【お問い合わせ先】

廿日市市 建設部 住宅政策課

〒738-8501

Tel: 0829-30-9187

廿日市市 下平良一丁目11番1号 廿日市市役所 6階

Mail: jutakuseisaku@city.hatsukaichi.lg.jp

【参考】申請書の添付図書

【例】確認書等を添付した場合

(○：必要 △：該当する場合)

	図書	▶	改正後 確認書等
国 が 定 め る 図 書	申請書	▶	○
	付近見取り図		○
	配置図		○
	各階平面図、二面以上の立面図		○
	用途別床面積表、床面積求積図		○
	断面図又は矩計図		○
	状況調査書（増築に限る）		△
本 市 が 求 め る 図 書	居住環境基準への適合を示す図書	▶	△
	基礎・地盤説明書		○